

大池・今井・名瀬風致地区の一部区域の変更について

1 風致地区の概要

(1) 風致地区とは

- ・ 良好な自然景観、歴史的景観を保持している地域や、文化財、社寺等のある区域、良好な住環境を維持している地域などを、都市計画法に基づいて指定（16 地区、3,710ha）
- ・ 地域の実情に応じ、4 種類の種別に区分（第 1 種～第 4 種）風致地区において、風致の維持に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、横浜市風致地区条例により、市長の許可が必要

(2) 許可が必要な行為

- ① 建築物その他の工作物の新築・改築・増築または移転
- ② 建築物等の色彩の変更
- ③ 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質変更
- ④ 水面の埋立て又は干拓
- ⑤ 木竹の伐採
- ⑥ 土石の類の採取
- ⑦ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

2 大池・今井・名瀬風致地区の概要

区 域：保土ヶ谷区（今井町）、旭区（大池町、桐が作、南本宿町、万騎が原）
、戸塚区（名瀬町、品濃町、川上町） ※一部のみ指定の町名あり

指定日：昭和 48 年 12 月 25 日

面 積：396 ha

種 別：第 3 種風致地区

[参考]

今回、新たに風致地区に加わる区域における建築物の形態

種 別	建ぺい率	容積率	建築物の 高さ	外壁後退		周囲の地面 と接する位 置の高低差
				道路	その他	
第3種風致地区	40%	80% (※)	10m	2 m	1 m	6 m

※市街化調整区域（一般の区域）の建築物の形態制限による。

■ 風致地区についての問い合わせ先 ■

横浜市まちづくり調整局建築企画課 担当：松本、村田

〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 4F

電話：671-2933 FAX：641-2756

[ホームページアドレス] <http://www.city.yokohama.jp/me/machi/guid/kenki/index.html>